

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会について

1 設置の目的（第1回委員会 資料4「京都市における同和行政の成果と同和行政終結後の課題」より抜粋）

「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」（以下「総点検委員会」といいます。）とは、各界の市民の皆様の英知を集め、同和行政終結後の行政の在り方について、総点検を行い、必要な改革・見直しを実行することにより、行政に対する市民の不信感を一掃し、市民協働で「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指すものです。

総点検においては、これまでの取組の成果を確認することはもとより、改めて各取組が市民の共感的理解を得られるものとなっているか、同和行政終結後の今日的視点から、行政の在り方そのものについてしっかりと検証していくことが必要となります。

とりわけ裁判で一部違法とされた自立促進援助金については、市民の理解を得られるものとなるよう制度を抜本的に見直す必要があります。また、今日的状況から早急に検討を要するコミュニティセンター及び市立浴場等地区施設の在り方、改良住宅の管理・運営、更には特別施策終結時に残された課題とした啓発、教育、崇仁地区の環境改善の諸課題については、改めて早急に点検・見直しを行い、改革した姿を市民に示していく必要があります。

2 家賃の減額に係る公営住宅との差異について

（第6回委員会 資料5「改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について（現状と課題）」より抜粋）

(1) 現状

家賃の減免については、収入が著しく低額である等特別な事情がある場合に行うことができ、公営住宅、改良住宅ともに同様の減免制度を設けています。

しかし、最低家賃額や減免が適用される収入基準額に差異がある等、改良住宅の方がやや優遇されたものとなっています。

(2) 課題

公営住宅では、平成10年度に応能応益家賃制度導入の際に減免制度を見直しております。改良住宅では平成9年度に公営住宅と均衡を図った減免制度に見直しました（平成10年4月1日施行）が、平成12年度に応能応益家賃制度を導入した際に、低所得者の家賃負担増に配慮し、同制度導入以前の減免制度を踏襲してきたため、制度に若干の差異が生じています。

減免制度については、現時点で公営住宅と改良住宅で取扱いを異にする合理的な理由がないことから、これを一元化する必要があります。

3 現在の方向性（第9回委員会 資料2「改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について（まとめ案）」より抜粋）

公営住宅と異なる取扱いとなっている管理・運営に係る現行の制度等については、できる限り速やかに公営住宅と改良住宅と同一の制度運営とすべきである。なお、負担増が急激なものについては、激変緩和措置も検討すべきである。